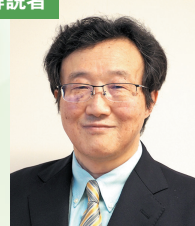


インターネット利用に関するトラブル

解説者



日本女子大学
教職教育開発センター
教授 坂田 仰

大阪府の公立高校に勤務後、東
京大学大学院法学政治学研究所
公法専攻博士課程単位取得退
学。1996年、日本女子大学に
赴任。専門は、憲法学、公教育
制度論。2021年9月に『新訂
第4版 図解・表解教育法規』（共
著、教育開発研究所）を出版。

学校で起こり得る危機に対し、どのような備えをしておくべきか。事故や災害などが発生したり、被害を最小限にとどめるためにどう対応すればよいのか。学校の危機管理について研究する坂田仰教授が解説する本コーナー。第11回は、インターネット利用に関するトラブルについて解説する。

学校や教育委員会が、携帯電話等の取り扱いの基本方針を定める

内閣府が実施した「令和3年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果によると、インターネット（以下、ネット）を利用している高校生は、99・2%とほぼ全員で、利用機器は、スマートフォンが98・5%と圧倒的に多いことが分かりました。高校生にとって、スマートフォンでのネット利用は日常的事務になっていきます。

そうした状況に対し、2020年7月、文部科学省は、「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」を出し、学校や教育委員会の携帯電話に関する取り組みの基本事項を示しました。そして、学校における情報

モラル教育の充実や、ネットいじめ等に関する取り組みの徹底、保護者に携帯電話の利用に関する啓発活動を行うことも示し、それらを推進するため、学校や教育委員会が、学校における携帯電話等の取り扱いに関する基本方針を定め、生徒及び保護者に周知するように求めました。公立学校では教育委員会が示した基本方針の通り、私立学校では学校ごとに基本方針を策定し、指導されていると思えます。

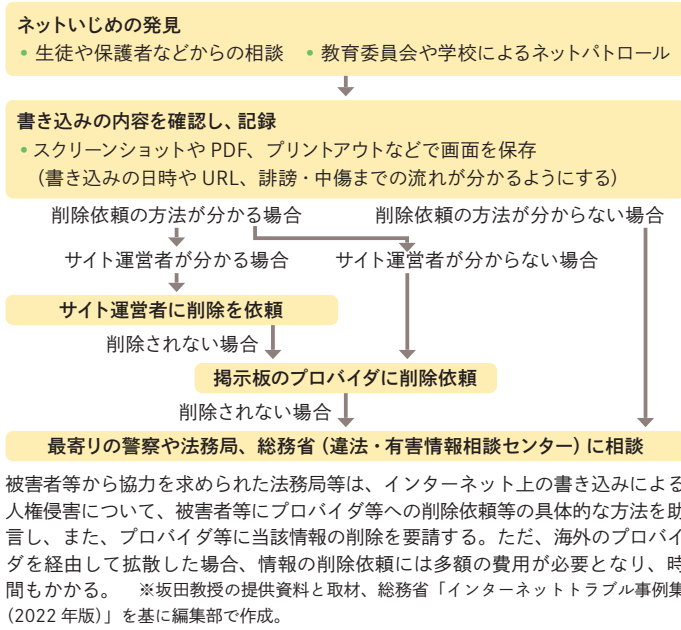
学校が不適切な書き込みの削除方法を把握し、生徒や保護者にも周知しておく

ネット利用に関して重大事案が起りやすいのは、ネットいじめです。主にSNS上

インターネット利用でのトラブルを防ぐ

- ✓ 生徒への情報モラルやネットリテラシーの教育を充実させる。
- ✓ ネット上の誹謗・中傷等の書き込みを削除依頼する方法や、相談窓口の情報を、生徒や保護者に周知する。
- ✓ 学校が配備する端末には、フィルタリング機能をつける。
- ✓ 保護者が子どもへの教育の責任を果たせるよう、インターネットの利用等に関する必要な知識を啓発する。

図 インターネット上の誹謗・中傷等の書き込みを削除する流れ



で、特定の生徒についての誹謗・中傷や個人情報を書き込んだり、本人になりすまして投稿する嫌がらせをしたりすることが該当します。文部科学省の21年度の調査では、高校でのネットいじめの件数は2454件で、いじめ全体の約17%でした(*1)。匿名で書き込めるといふネットの特性上、生徒がいじめの被害者にも加害者にもなりやすく、被害が短期間で深刻化しやすいのが特徴です。書き込みが多数のサイトに拡散してしまう

と、完全に削除するのが難しくなり、いつまでもネット上に残ることも問題になります。書き込みは、第三者が閲覧できない場で行われやすいので、実態を把握して効果的な対策を講じるのが難しいのが現状ですが、被害を最小限に食い止めるため、教育委員会や学校がネットパトロールを行ったことで、早期発見に成功したケースも少なくありません。非公開の場での書き込みを発見することは難しくても、ネット上の行動を見守っていると

周知することで、一定の抑止効果が期待できるといえます。ネット上の誹謗・中傷や個人情報などは、サイト内に設置された違反報告のフォームやメールなどを通じて、サイト運営者に削除を依頼できます。また、被害者とその保護者は、書き込みの削除などの必要な措置を講ずるにあたり、法務局等に協力を求めることができます(図)。生徒や保護者に関係機関の取り組みを周知しておき、被害に遭った際に速やかに対処できるようにしておきましょう。

現在、生徒1人につき1台の端末の配備が進められています。学校が配備した端末は、家庭で使用する場合でも、学校の管理下にあると言えます。トラブル防止のため、端末にフィルタリング機能をつけておく必要があります。

情報モラルとネットリテラシーの教育がますます重要に

ネットいじめの予防策としては、情報モラルとネットリテラシーの教育が最も重要だと考えます。生徒にとっては、マルチ商法による被害やフィッシング詐欺など、ネットに関する様々なトラブルを防ぐために必要な知識を身につけることができ、成年年齢が18歳になったことで、その重要度はますます高まっています。未成年であれば可能な契約の取り消しは、18歳になるとできなくなるので、生徒は自分で正しく判断し、自分の身を守らなければなりません。

保護者へのスマートフォンやネット利用に関する啓発活動も、充実させていきましょう。スマートフォンは個人の所有物であり、子どもの教育について第一義的責任を有している保護者の管理下にあるものです。例えば、スマートフォンのフィルタリング機能は、18歳未満の使用では義務化されています(*2)。しかし、高校生の利用率は、約3割にとどまっているのが現状です(*3)。スマートフォン等の利用について家庭で話し合うなど、保護者が責任を果たせるよう支援することも、学校に求められているのです。

*1 「令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(2022年10月)による。ネットいじめは、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の件数。 *2 2018年、18歳未満の青少年がスマートフォンの契約・機種変更をする際に、携帯電話事業者がフィルタリングの設定をすることが義務化された。 *3 「我が国における青少年のインターネット利用に係るフィルタリングに関する調査」(2021年4月)による。